

イクメンパパ子育て応援奨励金制度＜期間計算の考え方＞

令和4年4月

イクメンパパ子育て応援奨励金については、育児休業等の取得期間に応じた奨励金を支給しているが、その期間の考え方は以下のとおりとする。

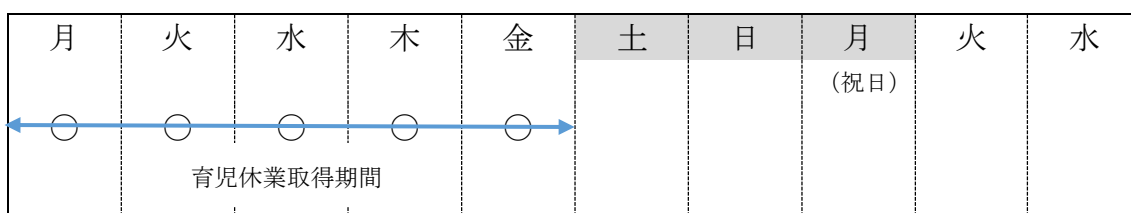
1 育児休業・・・連続5日以上の子育て休業取得が必要

【申請にあたっての留意点】

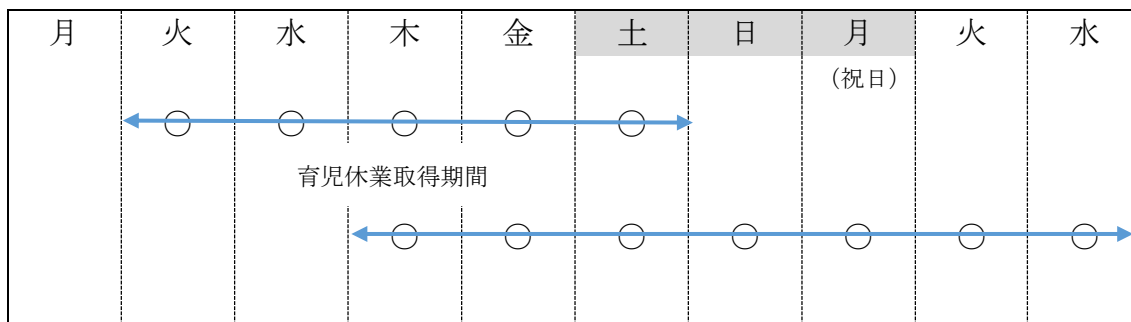
- ① 休業開始時期が産後1年以内であること
- ② 育児休業の取得期間が5日以上2週間未満の場合は所定労働日が4日以上、2週間以上の場合は所定労働日が9日以上含まれていること

【ケース別期間計算の考え方】（土日祝日が企業の所定休日である場合）

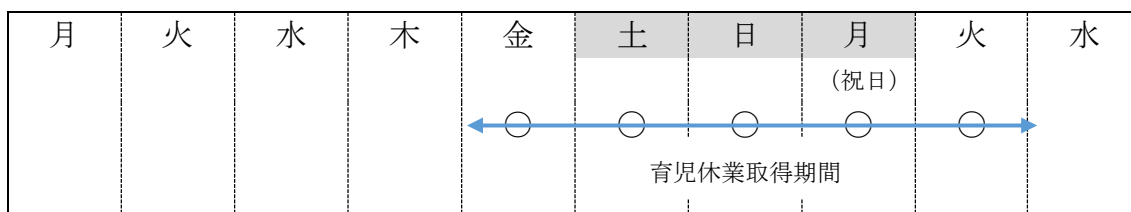
ケースA 育児休業を所定労働日に5日間連続して取得する場合
支給可能（所定労働勤務日が5日であり、100,000円を支給）



ケースB 育児休業期間中に休日を含む場合
支給可能（所定労働勤務日が4日であり、100,000円を支給）



ケースC 育児休業期間中に休日を2日以上含む場合
支給不可（所定労働勤務日が連続4日未満のため、支給不可）



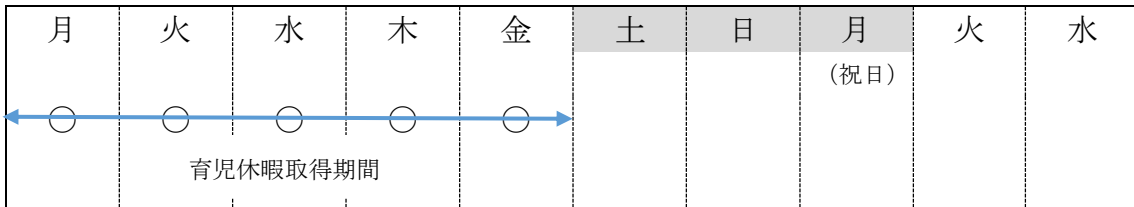
2 育児休暇・・・連続5日以上の育児休暇取得が必要

【申請にあたっての留意点】

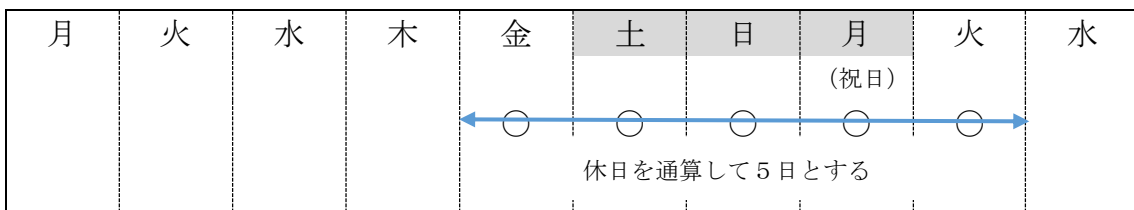
- ① 「休業」と異なり、所定労働日に休むことが「休暇」であり、所定労働日に5日間連続で育児休暇を取得していることを原則とする。
- ② ただし、休日を挟んで2つの育児休暇期間がある場合は、休日を通算して「連続5日以上」あればよいものとする。
- ③ 育児休暇期間の始期または終期に休日が接続する場合は、当該休日は通算しない。
- ④ 休暇取得開始時期が産後1年以内であること

【ケース別期間計算の考え方】（土日祝日が企業の所定休日である場合）

ケースA 育児休暇を所定労働日に5日間連続して取得する場合
支給可能（100,000円を支給）



ケースB 育児休暇期間中に休日を挟む場合
支給可能（通算して5日連続して取得したものとみなし100,000円の支給）



ケースC 育児休暇期間の始期または終期が休日に接続する場合
支給不可（通算せず、5日未満として取り扱う）

